

社労士國本の年中夢求 便



「新卒者体験雇用事業」の拡充について

6月7日から改正

平成22年6月7日から、「新卒者体験雇用事業」の内容が拡充されています。

この事業は、就職先が決まっていない新規学卒者を対象として、企業が体験的な雇用の機会を設けることにより、就職先の選択肢を広げるとともに、その後の正規雇用に結び付けることを目的としています

この制度を活用する企業には、「新卒者体験雇用奨励金」が支給されます。今回はこの奨励金の「体験雇用期間」と「支給額」が改正されました。

主な要件と改正点

この制度の対象者は、卒業後も就職活動を継続している大学生や高校生等で、ハローワークへ登録していることが条件となります。

対象者を受け入れる企業は、ハローワークへ体験雇用求人を登録する必要があり、体験雇用の開始日は「卒業日の翌日以降」となっています。

制度改正前の体験雇用期間は「1カ月」でしたが、改正後は「最長3カ月」まで可能となり、奨励金の額は「8万円」から「最大16万円」(1カ月目：8万円、2・3カ月目：各4万円)となりました。

申請までの流れ

体験雇用の開始にあたっては、

企業は対象者との間で有期雇用契約を締結します。体験雇用期間中の労働時間は、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度(30時間を下回らない)で設定し、契約で定めた賃金を支払います。

そして、体験雇用開始日から2週間以内に「体験雇用実施計画書」を提出し、その後、体験雇用終了日の翌日から起算して1カ月以内に「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」を提出することとなります。

中小企業にとっての大きなチャンス

世界的な不況、それに伴う企業の業績不振の影響で、就職内定率は低下傾向にあります。これを逆手にとれば、中小企業にとっては良い人材を採用する大きなチャンスだとも言われています。

このような制度をうまく活用して、人材の採用・定着につなげたいものです。

病院での待ち時間が減ったと感じますか？

厚生労働省の調査より

今年3月に、厚生労働省から2008年の「受療行動調査」が発表されましたが、これにより、「病院での待ち時間」の状況が改善していることがわかりました。

この調査は、全国の医療施設を利用する方を対象に「医療に対する満足度」を調査しているもので、3年に1回行われています。

「待ち時間」に関する調査

この調査項目の中で注目すべきは、外来患者に対して行った「診察前の待ち時間」（予約を行った場合は予約時間からの待ち時間）についてです。「1時間未満」の割合は68.7%となっており、調査開始の1996年と比較すると8.6ポイント増加しており、「1時間以上」の割合は減少しています。

病院の種類別に見ると、特定機能病院、大病院、中病院では「30分以上1時間未満」の割合が最も多く、それぞれ25%前後となっています。小病院、療養病床を有する病院では「15分以上30分未満」の割合が26%前後と最も多くなっています。

待ち時間短縮の理由

待ち時間短縮の理由は、「診察時間の予約」や「病院独自の工夫」によるものとみられています。しかし、病院側が一人ひとりの診察に十分な時間を割こうとすると、待ち時間の短縮には限界があり、患者側が望む「30分未満」にはまだまだ課題があるようです。

病院側の工夫

そこで最近では、待ち時間の短縮ではなく「時間の有効活用」や「イライラ解消」に重点を置き、患者の満足度を高める工夫をする病院が増えているようです。

例えば、インターネット等で事前に院内の混み具合がわかるようにしたり、診察の順番や待ち人数がわかる発券機表示モニターを設置したりする病院もあるようです。

待ち時間に対するイライラを少なくするような取組みを行う病院は、今後も増えていくことが予想されます。

* ちなみに、私の待ち時間対処方法は読書です。あらかじめ本を持参して、待つ間は読書チャンスと思い実行しています。



「メンタルヘルス対策」をめぐる動き

ストレス社会の中で

日本における自殺者数は、近年、3万人を超える数で推移していますが、そのうち約2,500人の原因・動機は「勤務問題」によるものとされています。また、精神障害等による労災認定件数も増加傾向にあり、仕事や職業生活に強いストレスを感じている労働者は約6割に上るとの調査結果もあるようです。厚生労働省の調査では、うつ病患者を含む「気分障害」の患者は100万人を超えているそうです。

そのような状況の中、厚生労働省に設置された「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」(学者、医師、弁護士などで構成)が、5月下旬に初めての会合を開きました。

今後検討される内容

この検討会においては、

(1)メンタルヘルス不調者を把握する方法 (2)不調者の把握後の作業転換・職場復帰などの対応方法を検討する

としています。このうち

(1)については、具体的には、労働安全衛生法に基づく定期健康診断において、労働者が不利益を被らないように配慮をしつつ、効果的にメンタルヘルス不調者を把握する方法について検討していくとしています。また、

(2)については、メンタルヘルス不調者の把握後、会社による労働時間の短縮、作業の転換、休業、職場復帰等の対応が適切に行われるように、外部機関の活用や医師の確保に関する制度等について検討していくとしています。

企業としての対応が急務

労働基準監督署では、平成22年度においては、「メンタルヘルス対策の具体的な取組みについての事業場への指導・助言」を特に強化する方針を示しています。

企業としても、メンタルヘルス不調者が発生しないための取組み、仮に不調者が発生してしまった場合の対応に関してのルール作り(「休職制度」「職場復帰制度」「リハビリ勤務制度」等の規定化)など、対応が急務となっている状況です。

経営のヒント～“事前にできるだけ情報把握を！”

先月のことですが、雇用保険助成金申請のため、私の第2の故郷である山口市へ向かうため、当初は高速を使う予定でした。しかし朝出かける準備をしながらテレビを見ると、事故のため私が通る区間の一部が通行止めになっていることが分かりました。

そこで、ネットで渋滞情報をチェックすると、やはり最新情報も変わっていませんでした。そこで結局、“途中行けるところまで高速を使い、その後地道に乗り換える”というルートを決断しました。そうすると、時間も全て高速道路を使うより時間がかかりそうなので、早めに事務所を出発しました。

ただ、結果として高速道路の通行止めは解消されており、現地に早く着きすぎたため、車の中で仮眠を取る事態になったのですが、大事なことは、このような事前の情報把握だと思います。前もって情報を把握しておけば、時間に余裕を持って出発する等予定を組みかえることができます。このように柔軟に(?)対応できるのも、やはり早起きして時間にゆとりを持ったからこそだと思います。

もちろん全ての事柄に時間的余裕を持って対応するのは不可能ですが、それでも、少しの情報チェックを怠ったばかりに、それが後ほど、大きな損失や精神的ストレスになりかねません。できうる限り、そのようにしていきたいです。

～ 所長のひとこと～ “最近の私のライフスタイル”

ここ最近の、私の生活スタイルですが、

- ・ 4時～ 4時半に起きてサテライトオフィスで6時前まで仕事又は読書
 - ・ その後、新聞のスポーツ欄を見ながらの朝食
 - ・ 着替えながら日本放送協会のゲゲゲの女房鑑賞（BS放送にて鑑賞）
- という過程を終え、メインオフィスでの仕事に入るといったパターンが確立されつつあります。

個人的には、仕事場を2か所にすることで、気持ちのメリハリが効いてくるような気がしています。

しかし、これもあくまで現在のスタイル。スタイルは年々変化して当然だと思いますし、来年あるいは再来年は、もっと違った形になっているかもしれません。何といたっても、私は数年前までは早朝ジョギングを3～5キロすることが生活スタイルだったわけですからね。

人間は変わる生き物です。しかしどうせ変わるなら、より良く前向きに変わっていきたいです

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

・ 就業規則の作成

（プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します）

・ 労災保険、雇用保険、社会保険関係の手続き・相談（手続きだけでなく、社会保険料削減の相談にも応じております）

・ 事業主様の労災保険特別加入の相談

・ 雇用保険助成金の申請

（若者を採用する際の助成金、育児休業時の助成金、パートタイマー等の待遇を向上したときの助成金、新規創業時の助成金等あらゆる助成金の相談に応じております。）

・ 会社設立時の労働社会保険手続き

・ 求人募集手続き

・ 労働者の雇い止めの相談

・ 労働基準監督署の調査対応

・ 年金相談

等 雇用に関するありとあらゆる相談ごとに対応いたします！

くにもとゆたか

國本豊 社会保険労務士事務所

（山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号）

・ 山口商工会議所エキスパート登録

・ 財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録

・ 一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー

・ 柳井市倫理法人会会員

・ 柳井商工会議所青年部所属

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

* 外出中も転送をかけておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

ホームページ <http://k-sr.jp>

